

病院・介護医療院の 耐震化整備にかかる優遇融資のお知らせ

福祉医療貸付部

近年、大規模な地震が相次いでいますが、地震発生時の病院・介護医療院の倒壊・崩壊を防ぎ、患者様や職員の皆様の安全を確保して、被災された方々に適切な医療を提供していく観点から、耐震化整備は重要な課題です。現在、当機構では医療機関支援のため、未耐震の病院・介護医療院に対して、優遇融資を実施しています。

融資率の引き上げ

貸付利率の引き下げ

優遇融資をご利用いただくためには、「耐震診断の結果 I s 値0.6未満の建物」又は「未耐震と証明された建物」の要件を満たす必要があります。

主な融資条件		耐震化整備事業	通常（病院）		通常 (介護医療院)
			病床不足地域	病床充足地域	
融資率	建築	95%	70%	60%	90%
	土地	95%	70%	融資対象外	90%
貸付利率		基準金利 ※1	基準金利	基準金利～ 基準金利+0.5%	基準金利+0.1%
限度額	建築	限度額の設定なし ※2	7.2億円		12億円
	土地	限度額の設定なし ※2	3億円	融資対象外	3億円
償還期間 (うち据置期間)		最長30年 (最長3年)	最長30年 (最長3年)		

※1：医療貸付利率表（PDF）の「1病院 新築資金・甲種増改築資金」の利率が適用されます。

医療提供体制施設整備交付金等の補助対象事業の場合、据置期間中無利子となります。（耐震化整備事業のみ）

利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。

※2：融資限度額は、担保評価額の範囲内等の条件があります。

土地取得資金については、増床又は移転事業の場合に限ります。また、病床充足地域においては、30億円若しくは年間償還額が耐震化整備による増収効果額のいずれか低い方の額となります。

▼利率表
QRコード

- ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要となります。また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。



●開設地が東日本(北海道～三重県)：東京本部
福祉医療貸付部 TEL 03-3438-9940
医療審査課 融資相談係 FAX 03-3438-0659

●開設地が西日本(福井県～鹿児島県)：大阪支店
大阪支店 TEL 06-6252-0219
医療審査課 融資相談係 FAX 06-6252-0240